

【事案Ⅱ－４】入院共済金請求

・2020年10月19日 裁定終了

<事案の概要>

申立人は2019年3月20日～同年5月31日までの73日間の入院に対して、入院共済金の支払が31万円（31日分）しかないことを不服とし、残り42万円（42日分）の支払いを求めて、裁定の申立てがあったもの。

<申立人の主張>

1. 申立ての趣旨

被申立人は、2019年3月20日～同年5月31日までの73日間の入院について、すでに支払われた31万円を除く42万円を申立人に支払え、との判断を求める。

2. 申立ての理由

- (1) 申立人は、全入院期間（2019年3月20日～同年5月31日）まで、医師の管理下において食事、生活活動、運動等、指示に従い真摯に治療に専念した。全入院期間の入院共済金の支払を求める。
- (2) 他社において、全入院期間、共済金等全額の支払いを受けている。

<共済団体の主張>

1. 申立ての趣旨に対する答弁

申立人の請求は認められない、とする判断を求める。

2. 申立ての理由に対する答弁

- (1) 本件入院のうち争いのある2019年4月20日～同年5月31日までの入院42日間の入院は、申立人の疾病、症状、治療内容および外出状況等を客観的・合理的な観点から検討すると、被申立人の約款・事業規約上の「入院」には該当しない。
- (2) 申立人は、他社から支払いを受けたことを指摘するが、他社の支払いは被申立人の判断に影響を与えるものではない。

<裁定の概要>

「申立人の請求は、認めることができない」と裁定し、裁定手続を終了した。

本件入院のうち2019年4月20日～同年5月31日までの42日間については、本件定義規定が定める「入院」に該当するとは見られず、当該部分の入院について被申立人に入院共済金の支払義務があるとは認められない。